

給付認定申請には、マイナンバーカード等が必要です。

平成 28 年 4 月 1 日から、給付認定申請の手続きが変わっています。

次の申請をするときは、マイナンバーカード等をお持ちください。

- 1 新規に給付認定申請をするとき
- 2 認定された事項を変更する申請等をするとき
- 3 紛失等により給付認定証の再交付申請をするとき

● マイナンバーカードをお持ちであれば、マイナンバーカードのみで確認が可能です。

● マイナンバーカードをお持ちでなければ、次の書類が 2 点以上必要になります。

マイナンバーの番号確認と身元確認のためにお持ちいただく書類

 保護者ご本人が申請する場合（保護者の配偶者が申請する場合は、代理人になります。）

1 マイナンバーの番号確認のための書類

次に掲げる書類のうち、**いずれか 1 つ**

- ☐ 通知カード
- ☐ 住民票の写し（マイナンバーの記載されたもの）
- ☐ 住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載されたもの）

2 身元（**実在**）確認のための書類

次に掲げる書類のうち、**いずれか 1 つ**（**顔写真付き**の場合）

- ☐ 運転免許証
- ☐ 運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る）
- ☐ パスポート
- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 在留カード
- ☐ 特別永住者証明書
- ☐ 税理士証票（提示時において有効なものに限る）
- ☐ （写真付き）学生証・身分証明書・社員証・資格証明書（「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されており、提示時において有効なものに限る）
- ☐ 戦傷病者手帳

◆ 上記の書類の提示を原則とし、提示が困難な場合は、次に掲げる書類（「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されているものに限る）のうち、**いずれか 2 つ**

- ☐ 生活保護受給者証
- ☐ 医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証（いずれも表面及び裏面）
- ☐ 医療受給者証
- ☐ 敬老手帳
- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 特別児童扶養手当証書
- ☐ 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
- ☐ （写真なし）学生証・身分証明書・社員証・資格証明書

 代理人（保護者の配偶者を含む。）が申請する場合

- ・上記 1 の「番号確認に必要な書類」は、保護者の方のものを提示してください。
- ・上記 2 の「身元（実在）確認に必要な書類」は、代理人の方のもので原本提示となります。